

第二章

亀井師範と療術科学化運動



一 愛媛県「療術学会記録」に見る亀井師範の活動

この間、愛媛県療術師会は、少なくとも年一回のペースで学術発表会をおこなっている。記録をたどってみると以下の五回を確認できる。

- 一、 一九五二年 一月一八～二〇日 愛媛県周桑郡小松町 香園寺
「第四回中・四国療術学会」
- 二、 一九五三年 二月二〇～二二日 香川県善通寺市 善通寺本坊
「第五回中・四国療術学会」
- 三、 一九五四年 八月二八～二九日 愛媛県松山市（道後温泉？） 神社庁
「愛媛県療術技術学会」
- 四、 一九五五年 四月九～一〇日 同上 道後温泉 神社庁ホール
「第三回技術学会」
- 五、 一九五六年 四月六～七日 同上 道後温泉 神社庁ホール
「第四回技術学会」

（※「第二回技術学会」は一九五四・一一・一九高知県療術師会主催でおこなわれた。）

この間、一九五四年九月一日には、『全療新聞』に「手技療法に関する質問要項」が掲載され、法制化運動の限界が顕在化、さらに一九五五年八月一二日には、改正警視庁令法律一六一号が發布され、三年後の療術全面禁止が決定されるに至った。

一、から五、に至る四力年のあいだに、当初、療術法制化運動の一翼を担っていたはずの活動が、最後には国の医療政策との齟齬・対立という性格をいやおうなく持たざるを得なくなってしまうといえよう。

五回の学術研究会のうち、一、と二、については『中・四国療術学会記録』という形で記録が残されており、内容を確認できる。

三、から五、については、その時々『全療新聞』新聞に簡単な取材記事が残されており、発表者とその講題が確認できる。

これらの資料は、ほぼ定例の行事として開催された学会の記録であり、療術法制化運動から一六号法案の成立、法制化運動の挫折という激動期に、亀井師範の療術論を、一年ごとの時系列で垣間見ることができるといって唯一の窓口ともいえる。

先に触れたとおり、愛媛県療術師会は、療術法制化運動に対し、独自の極めて先鋭的な姿勢を示してきたという特徴がある。これらの記録は、そのような意味から面白い興味深いものである。

まず三、の技術学会について、『全療新聞』一〇三号（一九五五・一・一一）に掲載された

『技術学会抄録』の広告文に、次のような形で亀井師範の名前を見ることができる。

待望の宝典遂に出ず

『愛媛県療術技術学会抄録』

療術の技術は全国まれに見る優秀を誇り、斯界の至宝、亀井進氏の解説、写真は印画紙焼付けの鮮明で、久染勝義君の撮影になるもの、加うるに手技療術の権威久染直一氏の序文を以て予約限定発行する豪華版、残部僅少につき着金順に発送します。

その「解説」の様子は、『全療新聞』九九号（一九五四・一〇・一一）の取材記事に生き生きと描かれている。

発表者も参加者も一体となりノート片手に、質問しつつ熱心に、連日の酷暑で、流汗なんぞと研究する熱心な姿に頭が下がる。司会者・亀井氏が各発表毎に講評と解説を加えられるのでよく納得できる。（菱山、※『全療新聞』主幹・岸田潔児氏）

亀井副会長司会のもとに学会は進められて行く、…正会員は一人必ず一事を発表することとなっているとかで、入れ替わり立ち替わり発表して行く、それを一つ一つ司会者（※亀

井師範と思われる）が理論付けて説明するやら批評を加えるやらで参会者に判り易く運営されてた事は良かった。（久染直一氏、※全療協副会長）

このように愛媛県療術師会主催の「学会」において、亀井師範は、単に一発表者にとどまらず、「学会」の進行さらには各々の発表の解説者としての役割を担っていたことが確認できる。

二 亀井師範の解説の意図するもの

では亀井師範の解説とはいったいどのようなものだったのか。『第四回中・四国療術学会記録』（一、の記録）のなかで、日浅兼吉氏は、「学会開催県代表挨拶」として、次のような事情に触れている。

尚愛媛県療術師会では四年前から皆様も御承知の亀井先生を中心に、愛媛県療術研究部を設けまして各種療術の研究を致して居ります。此の研究部が自信を持って皆様にお勧めの出来る操法を逐次発表の予定で居りますから皆様も各自活発なご意見をどしどし御発表下さいまして…（P・九）

第四回・中：四國

療術學會記錄

場所 愛媛縣周桑郡小松町香國寺

日時 昭和二十七年一月十八・十九・二十三日間



主催
開催縣
愛媛縣療術師會
四國療術師組合連合會
中國療術師組合連合會

第四回中・四國療術学会記錄

一九五一年四月二九日、愛媛県療術師会は「四国療術研究学会」の名で『日本療術学』を発表している。この発言はそのことを念頭においてなされたものと考えられる。ちなみに、『日本療術学』の序文には次のように記されている。

本書の作成委員には久染直一、広中喜一郎、篠崎朝吉、日浅兼吉、高松梅太郎、久松輝男、兼松光春、木村峰吉、富田義勝、亀井一晋の九名委嘱さる。著作には亀井一晋当たり、日浅兼吉、兼松光春、木村峰吉著作を補す。

つまり亀井師範の発言、解説は、基本的に『日本療術学』をベースとして組み立てられており、そこに当時の愛媛県療術師会の活動の方向性が集約されていたと見ることができる。

『日本療術学』の内容については次章にゆずるとして、ここではその「解説」のあり方を具体的に追跡してみよう。

『第五回中・四国療術学会記録』（二、の記録）P・一〇五を見ると、香川県原敏男氏の報告「治療師側より見たる全治、不全治の見分け方について」が掲載されており、P・一〇七にそれについての亀井師範の批評・解説「盲腸炎に於ける腰椎三番の地位？」が掲載されている。

原敏男氏は報告のなかで、盲腸炎の治療において以下の三点をおこなえば、「盲腸炎症状は全

治すると思われる。」と報告している。

一、腰椎三番を完全整復する。

二、右内股動脈ならびにサフエナ神経（※伏在神経＝saphenus神経か？）を苦痛が止まるまで整圧する。

三、その後に膝臓の神経節D七を調整する。

これに対し、亀井師範は、「盲腸炎が腰椎三番の亜脱臼によって発呈され、同椎骨のアジャストメントによって克復出来るという原敏男先生の発表には賛成致しかねる、これは腰椎二番と間違っているのではないかと思う」とし、その根拠として次の諸点を挙げている。

一、大腸の蠕動運動は仙部副交感神経によって促進的に交感神経によって抑制的に支配されている、下部の小腸は脊髄副交感神経によって促進支配をしている。

二、腰脊髄神経の三番が過敏となった場合、一つには多裂筋・脊棘筋・大腰筋など腰部筋の攣縮を附随する。もう一つには、大動脈叢分泌知覚にインパルスを送っている関係から、痔疾・下痢・脱肛を生じ、睪丸・子宮・卵巢に影響を及ぼす。

三、このように腰髄第三神経からは盲腸に対する限局的な影響が引き出せない。

四、腰髄二神経は胸髄一一以下と結合して大腸に対する脊髄索の血管収縮神経細胞を調節している。盲腸炎虫垂炎に直接影響を及ぼす（詳細は『日本療術学』P・一三八を参照されたい）。

五、腰椎三番の亜脱臼が腰髄二神経・盲腸炎に影響を与えるとすれば、考えられる椎骨の変位様式は、左下方亜脱臼か左後方亜脱臼の二種類である。この場合、盲腸に影響を及ぼす前に、坐骨神経痛を併発するに至り、盲腸炎の原因に当てはめるのは無理がある。

原敏男氏は自らの報告の末尾で、「愛媛県の亀井氏のご意見は…理論上の理論としか思われません」とし、「理論より実際の尚きを充分味わっている自分としては今後事実の上に立つ理論を研究したく存じ居る次第であります」と反論しており、亀井師範も、「原先生の腰椎三番亜脱臼説は年間五〇名程の患者を扱われるという臨床体験において普遍的に亜脱臼を認めておられる由なのでここに問題が残る」とし、「吾々に大きな宿題を投げかけたものである…原提案で思わぬひろいものをするかも知れない」と結んでいる。

『日本療術学』は、全二八五ページ中七六ページ、四分の一強を「第四篇療術神経学」に当て、療術論の基礎として「神経学」を重視する姿勢を示している。亀井師範の解説は、そのような『日本療術学』の構成を反映したものとなっているのがわかる。

この三年前、亀井師範は、『日本療術学』冒頭で、「現段階は経験治療法時代にあつて、理論の裏付け、法則性が皆無だといつてよい」と療術界の現状認識を語っている。

これらの記録からは、亀井師範が、自らの解説を通じて、学術発表会の場に「理論的裏付け、法則性」へ向けた会員相互の議論の材料を提供し、療術の限界を前向きに押し広げようと努力していた姿が浮かび上がってくる。

三 突然の異変、その内実

このような学術発表会のありかたに突然変化があらわれるのは、一九五五年四月九〜一〇日、道後温泉神社庁ホールでおこなわれた四、「第三回技術学会」である。

この時、亀井師範は「カイロプラクティックの特殊型」の報告をおこなっているが、『全療新聞』一〇七号（一九五五・五・一一）の「愛媛県療術師会報」から当日の進行状況を拾ってみると、

前会長日浅兼吉氏司会のもと第三回療術技術学会の幕は開かれた。新会長久松輝男氏の熱烈な挨拶の後、来賓久染直一先生の祝辞祝電披露のあと待望の臨床技術発表：

とあり、閉会に際しても、

久染全療協副会長の忌憚なきご意見と挨拶があり、富田勝義氏の閉会の辞をもって第三回臨床技術学会は盛会裡に終わった。(愛知県支社発)

とあるかぎりで、過去の学術発表会とくらべ、亀井師範の関与が極端に希薄になっている。

時まさに、前年九月一日付『全療新聞』掲載の「手技療法に関する質問要項」により療術法制化運動の前途に暗雲が立ちこめてきた時期であり、四カ月後の八月一二日には改正警視庁法令一六一号がまさに発布されようとする時期である。

これはいったいどういうことであろうか。

じつはこれに先立つ一九五四年一月一九日、高知県療術師会主催「第二回学術学会」において、愛媛県から亀井師範と日浅兼吉氏がともに講師として参会した記録が残されている。

『全療新聞』一〇二号(一九五四・一二・一一)にある「第二回学術学会参列記」は次のような形で亀井師範の名を留めている。

：一時すぎには愛媛から日浅、亀井両氏、香川から久染氏その外の方々が見えられたので会場も一時に活気に満ち満ちて来た。

…終りに臨んで伴会長並びに岡村黒添両副会長外会員各位に広中、久染、日浅、亀井諸先生の御厚情ある御指導に深謝してこの稿を終わる。(K記者)

着目すべきはその講題である。亀井師範は、一日目の四番目に日浅兼吉氏に続いて演題に立ち、「身体均整法への道」を講議している。

残念ながら、この講演の内容は現在確認できていない。どのような経緯でこのような講題が選ばれたのか。それは、四、「第三回技術学会」における亀井師範の一步退いた関わり方となにか関係があるのか。

無論これらの材料だけでは類推するのは不可能である。

しかし、一九五六年四月六〜七日、道後温泉神社庁ホールで開催された五、「第四回技術学会」を見る時、おそらくそこに愛媛県療術師会全体を巻き込んだ大きな動きが、すでに何らかのかたちでスタートしていたのではないかと察せられるのである。

すでに紹介したとおり、高知県主催の第二回学会に先立つ一九五四年六月一九日、愛媛県療術師会は富田副会長宅に集合し、「法制化不成立の場合に所すべき県療の覚悟と取るべき具体策」について、異例の早さで意思疎通を図っている。

全員結束して取るべき方策と覚悟に已(すで)に数次の協議により決定しているが公表し

て他県に呼び掛ける段階には来ておらぬ故、当分の間公表を控え内部的には益々団結を固くして臨機の態勢を持する事と決定した。

つまり一九五四年晩秋の高知県療術師会主催「第二回学術学会」と明けて四月「第三回技術学会」において、愛媛県療術師会のメンバーは、おのおの「法制化不成立」にそなえ、「全員結束して取るべき方策と覚悟に已（すで）」に数次の協議により決定したうえで、参加していたことになる。

その時、すでに人々の胸中には、療術法制化不成立後の状況がまざまざと刻まれていたに違いない。この二回の学術発表会は、前三回の学術発表会と全く性格を異にするものと見るべきであろう。

四 第四回技術学会

さらに一年後、一九五六年四月六・七日、道後温泉神社庁ホールで開催された「第四回技術学会」は、法制化運動が挫折に終わり、三年後の療術全面禁止がもはや避けられないという急迫した事態のなかで開催されたことになる。

二年前の六月一九日、そのような事態を想定し、「全員結束して取るべき方策と覚悟に已（す

で」に数次の協議により決定」、「公表して他県に呼び掛ける段階には来ておらぬ故、当分の間公表を控え」てきた愛媛県療術師会のメンバーにとって、この「第四回技術学会」は法制化運動挫折後はじめての学術発表会であり、二年にわたって結束をかためてきた自分たちの、まさに真価を問われる学術発表会であったはずである。

『全療新聞』一一九号（一九五六・五・一）はその様子を次のように伝えている。

四月五日定時総会に引き続き午後一時より、全療協副組合長久染直一先生はじめ多数県外参会者列席、前会長日浅兼吉氏司会のもと第四回療術技術学会の幕は開かれた。会長久松輝男氏の熱烈なる挨拶の後、来賓久染直一先生の祝辞、祝電披露のあと、待望の「身体均整法」を製作に一力年余を要せしスライド写真五〇〇葉を映写して午後一時までに、講師亀井進、日浅兼吉両先生により左記の通り発表あり。

身体均整法

一、自彊生体術

二、身体観歪法

三、身体均整法

イ、全身基本的整操法

ロ、脊柱矯正法

ハ、肋骨矯正法

ニ、骨盤矯正法

ホ、肢趾関節矯正法

ヘ、関節転位矯正法

ト、整筋反射矯正法

チ、整息矯腹法

リ、神経反射矯正法

ヌ、救急特殊療法

第二日六日は午前八時開会正午まで熱技発表あり、正午久松輝男氏の閉会の辞をもって第四回技術学会は盛会裡に終了す。(愛媛支社発)

現在、この第四回技術学会の内容を確認するための資料は残っていない。しかしながら、この記事の内容はサツと読み流してしまうにはあまりに異例づくめである。

従来、「技術学会」では、「正会員は一人必ず一事を発表することとなっている」(前掲『全療新聞』九九号、久染氏の取材記事)とされ、多人数の発表者が、細かく区切られた時間枠のなかで、個々別々の表題で発表をおこなってきた。

それが今回は、『身体均整法』という一つのテーマ、亀井・日浅という二名の発表者によって

独占されている。

発表は、五〇〇枚のスライド写真を用し、午後一時から十一時に至るまで延々一〇時間に及ぶ一日目、朝八時から正午に至る二日目と総計一四時間に及んでいる。

その準備に傾けられたであろう労力といい、発表にあてられた時間といい、従来行われてきた「技術学会」とはまったく異質である。

これはいったいなにを意味しているのか？

国の、まさに国権の最高機関たる国会の議決による改正警視庁令一六一号によって、もはや三年後の「療術全面禁止」が避けられない状況下、参加した中・四国地区を中心とする全国の療術師たちは、誰も彼も前途に重く暗い不安を抱えていたに違いない。

「製作に一カ年余を要せしスライド写真五〇〇葉」とあるように、愛媛県療術師会は、そのような法制化不成立後の状況をにらんで、いわば先回りする形で、この「第四回技術学会」の準備を進めていたのであった。

そして「身体均整法」は、この時、突如としてその全容を世に問うことになったのである。

ここで、亀井師範の療術論の展開を追跡する糸口として、わたしは、以下の三点を明らかにしてみたいと思う。

まず第一に、この「第四回技術学会」の準備にあたり、愛媛県療術師会のメンバーが、「全員

愛媛縣療術師會報

第九回定時總會

桜花爛漫たる好時節、四月五日午前十時より京都松山市道後温泉、愛媛県神社庁ホールに於て第九回定時總會を開催す出席者九十五名

会序

司会 日浅 兼吉

- 一、開会の辞 土居 光
- 二、会長挨拶 久松 輝雄
- 三、議長推挙 会則により
- 会長議長となる 久松 輝雄
- 四、会務報告 久松 輝雄
- 1. 一般会務報告 久松 輝雄
- 2. 昭和三十年年度会計決算 久松 輝雄

第四回技術学会の模様を伝える
『全療新聞』119号 (1956.5.1)

総会 重要 緊要 発表 十一 略断 中 部 案 告 事 同 受 事 明 れ 県 も 段

報告 川本 利一

- 五、議事
- (一)才一号議案 会則変更の件 日浅 兼吉説明
- 原案通り満場一致可決
- (二)才二号議案 昭和三十一年度收支予算案 川本利一説明
- 原案通り満場一致可決
- (三)才三号議案 受験受講に関する件 久松輝雄説明

- 本年度は辞退することを満場一致可決
- 六、顧問就任挨拶 篠崎 朝吉
- 七、閉会の辞 河野 喜蔵
- 第四回技術学会

四月五日定時總會に引続き午後一時より、全療協副組合長久染直一先生をはじめ多数県外参会者列席、前会長日浅兼吉氏司会のもとに才四回療術技術学会の幕は開かれた。
会長久松輝雄氏の熱烈なる

挨拶後、来賓久染直一先生の祝辞、祝電披露のあと待望の「身体均整法」を製作に一ヶ月余を要せしスライド写真五百葉を映写して午後十一時までに、講師亀井進、日浅兼吉両先生により左記の通り発表あり。

- 身体均整法
- 1. 自強生体術
- 2. 身体観望法
- 3. 身体均整法
- 4. 全身基本的整操法
- 5. 全身基本的整操法
- 6. 脊椎矯正法
- 7. 肋骨
- 8. 骨盤矯正法
- 9. 肢趾関節矯正法
- 10. 関節転位
- 11. 整筋反射
- 12. 整息矯腹法
- 13. 神経反射矯正法
- 14. 救急特殊療法

会 意 士 稻 請 な が す あ 二 及 一 事 も

結束して取るべき方策と覚悟に已（すで）に数次の協議により決定、「公表して他県に呼び掛ける段階には来ておらぬ故、当分の間公表を控え」てきたとしているのは、いったいどのようなことを指しているのか？

次に、この「第四回技術学会」の内容は、どのような意味で「法制化不成立の場合に所すべき県療の覚悟と取るべき具体策」なのか？ それは、当時の療術界に対し、どのような意味をもつものだったのか？

最後に、このようなさまざまな事情は、身体均整法のあり方に、どのような形で反映されているのか？

身体均整法誕生の背景には、戦後日本における国と療術師との厳しい緊張関係が垣間見える。

身体均整法成立の姿を読み解くにあたって、その歴史的状況を明らかにすることがたいへん重要な意味を持つているように思われる。

わたしたちは、さらに想像力を働かせながら、当時の療術をめぐる社会の状況、さらにそのなかで展開された療術師の活動や技術的集積の姿を追跡してみることになろう。